

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行った。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社メンテック	国土交通大臣許可 (特-29) 第 019402 号	尾関 美知	福岡県久留米市

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

平成30年10月24日から平成30年10月26日までの3日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内におけるとび・土工事業及び解体工事に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「とび・土工事業及び解体工事に関する営業」とは、注文者からとび・土工事又は解体工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

3. 処分理由

株式会社メンテックの社員は、その業務に関し、法定の除外事由がないのに、平成28年11月18日に熊本県菊池市の養鶏場解体工事現場において、廃棄物である建築廃材等1170キログラムを焼却した。

このため、同社及び同社社員は廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により平成29年11月6日に久留米簡易裁判所からそれぞれ罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。